

懇話会条例構成案	プロジェクト・チーム修正案
<p>前文（仮置き）</p> <p>・歴史的背景 ・現在の北本市の情勢  ・これからのまちづくりの方向性 ・条例制定の目的  （この条例の制定過程）  （子育てに関すること・みどりの保全に関すること）  （基本理念）まちづくりの主体は市民であること</p> <p>北本市は、埼玉県ほぼ中央に位置し、縄文時代に先人が居を構え、大宮台地に位置する恵まれた環境のもと、緑豊かな自然をはぐくみ、長い歴史のときを刻んで、今日に至っています。</p> <p>新しい世紀を向かえ、地方自治の在りようは変わり、これまでの中央集権型の行政運営から、地方分権型の行政経営へと移行されました。また、近年の地方行政を取り巻く情勢は、少子高齢化、高度情報化社会、環境問題への対応、国と地方の財政構造の再編等、大きな転換期を迎えています。今後、地方公共団体は、時代の変化に対応した地域社会の創造が求められています。</p> <p>そのため、市民、市議会、市長及び市職員それぞれの責務を明らかにし、情報を共有しながら、市民と行政の協働による個性豊かな、自立した北本市を構築するとともに、すべての市民一人ひとりが個人として尊重され、住みやすさと幸せを感じて生活できる、「緑にかこまれた健康な文化都市」を北本市の将来都市像とし、次世代に引き継いで行くことが必要です。即ち、これからのまちづくりは、私たち市民が主役となり、市民から信託を受けた市長及び市議会と協力して、諸課題を解決していかなければなりません。</p> <p>私たちは、これら北本市における自治の基本理念のもとに、自治のさらなる進展を図るべく、ここに「北本市自治基本条例」を制定します。</p>	<p>「プロジェクト・メンバーの意見」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主語が明確になっていない点や曖昧な表現がある（「将来都市像」とは未来に向かっていく都市像であり、次世代に引き継ぐべきものではない等）ため全体的に文章を整理する必要がある。</li> <li>・「これら北本市における自治の基本理念」は何を示すのかを明確にしておく必要がある。</li> <li>・各項目、条文を反映させるかたちで前文を見直す必要がある。</li> <li>・「前文」「目的」「この条例の位置付け」「基本原則」については、この条例の中心部分であり、将来的に改正を行うことは難しい項目であることから十分な議論のもとに作成する必要がある。</li> </ul> <p>「懇話会委員の意見」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧石器時代に人が住んでいたようなので、「大宮台地の緑豊かな自然環境のもと、長い歴史の…」としてはどうか。</li> <li>・4行目から9行目は現在の地方自治の動向なので、これほど詳しく触れる必要はないのではないか。</li> <li>・「そのため」以降は、目的の項で記載すべき事項ではないか。</li> <li>・主役である市民がどのようなまちを目指すのか、どのようなまちにしたいのか、市民の思いがわかる表現にしたい。</li> <li>・北本市の理想像、自治の基本理念がわかりづらい。</li> <li>・私たち市民が主役となり「結果責任は市民にあるという自覚のもとに」を追加したい。</li> <li>・「稲作等の農地としては、必ずしも恵まれていませんでしたが、先人の知恵と工夫と努力の成果として緑豊かな自然を現在に残してきました」としてはどうか。</li> <li>・「市長及び市職員」の記述は目的の条項に合わせ、「市の執行機関等」に変更してはどうか。</li> <li>・まとめの部分を「これからのまちづくりに向け、私たちは、私たち市民が主役となり、すべての結果責任を自ら負うことを責務として、市民から信託を受けた市長及び市議会と協力して、北本市の将来都市像を実現することを自治の基本理念として自治のさらなる進展をはかるべくここに「北本市自治基本条例」を制定します」に変更してはどうか。</li> </ul>

## 第1章 総則

### 2 目的

- ・ **基本理念に基づき、市民・市議会・執行機関の責務を明らかにする**
- ・ **3者の協働により、住民自治が確立し、誰もが安心して生活できる豊かな地域社会の実現を図る**

この条例は、前文に掲げる基本理念に基づき、北本市の自治の  
主役である市民と、市議会、市の執行機関である市長及び市職員  
が各々の責務を明らかにし、住民自らが参画し、情報を共有し、  
協働することにより、住民自治のもと、安心して生活ができる北  
本市の実現を図ることを目的とする。

- ・ 懇話会案に、市職員が市長と同列に記載されているのは、職員にもその責任を自覚してもらい、しっかり頑張ってもらいたいという市民の思いが込められている。条例制定の際にたとえ削られたとしても懇話会としては、市長への報告の中に職員の責務を残しておきたいという意向がある。
- ・ 懇話会では、条例制定の目的は「自治の実現」と「まちの実現」と考えている。

#### 1 (目的)

この条例は、北本市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、自治の主役である市民の権利と責務並びに市議会、執行機関の責務を明らかにするとともに、市民自らがまちづくりに参画し、市議会、執行機関等と協働して、住民自治を実現し、誰もが安心して生活できるまちの実現を図ることを目的とする。

- ・ 市長と職員の責務を第9条、第10条として別々の項目で規定しているため、ここでは、市長と職員を執行機関として、教育委員会、農業委員会等を含む形で整理した。
- ・ 懇話会が考えるまちづくりの基本理念は、「自治の実現」と「まちの実現」であることから「協働して、住民自治を実現し、誰もが安心して生活できるまちの実現を図る」ことを目的とした。

**3 3 この条例の位置づけ**

**・北本市の最高規範であることを定義する**

この条例は、市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

2（条例の位置付け）

この条例は、市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

### 3 定義

#### ・市民・事業者・協働・執行機関・参画・コミュニティ等について定義する

この条例における用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び市内で事業を営むもの又は活動する団体等。
- (2) 事業者 市内で営利または非営利の事業活動を行うもの。
- (3) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに対等の立場で共通の目標に向けて、協力することをいう。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 参画 企画立案から実施、評価に至るすべての過程に参加し、意思決定にかかわることをいう。
- (6) コミュニティ 地域社会を形成する組織及び集団

#### 3（定義）

この条例における用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者及び市内で事業を営むもの又は活動する団体をいう。
- (2) 事業者 市内で営利を目的とする事業活動を行うものをいう。
- (3) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに対等の立場で共通の目標に向けて、協力することをいう。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 市 市議会及び執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (6) 参画 企画立案から実施、評価に至るすべての過程に参加し、意思決定にかかわることをいう。
- (7) 地域コミュニティ 自主的に結ばれた地域社会を形成する住民組織及び集団をいう。

- ・「市」との定義を追加した。
- ・「コミュニティ」を「地域コミュニティ」に変更し、内容を整理した。
- ・定義については、全ての項目の整理が終わってから法規担当者と相談して文言の整理を行う。

## 第2章 自治の基本原則

### 4 基本原則

#### ・情報共有の原則・参加の原則・協働の原則

#### ○市民が相互に助け合うコミュニティ活動

- 1 市民、市議会及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開し、共有するものとする。
- 2 市民は、市政に関わる企画立案、意思決定、実施及び評価、条例の制定改廃等あらゆる過程において、主体的に参加するものとする。
- 3 市民、市議会及び市は、それぞれの役割を踏まえ、協働するものとする。

#### 2.1 コミュニティ及び自治会活動の意義と推進

##### ・市民の自治会及びコミュニティへの参加の努力義務

- 1 市民は、地域の自主的な連帯及び課題解決のため、自治会及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参画するよう努めるものとする。

#### 4（基本原則）

- 1 市民、市議会及び執行機関は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。（情報共有の原則）
- 2 市は市民の市政への参画の機会を保障し、市民の意思を市政に反映させるものとする。（参加の原則）
- 3 市民、及び市は、それぞれの役割を踏まえ、協働してまちづくりを進めるものとする。（協働の原則）

- ・市民の市政への主体的な参画については、市民の責務に努力義務として規定した。
- ・市民が市政の「あらゆる過程」に参加することは難しいため、「参画の機会を保障」し、「市民の意思を姿勢に反映させる」という表現に改め、整理した。
- ・市民間の協働もあるとの考えから、自治会及び地域コミュニティへの参加については、「5市民の権利と責務」の項目に努力義務として定義した。

### 第3章 市民

#### 第1節 市民

##### 5 市民の権利・義務

・知る権利と参画する権利 ・等しく行政サービスを受ける権利

・行政サービスの享受に対する対価支払義務

・まちづくりへの参画の努力義務

(市民の権利)

1 市民は、市政に参画する権利及び市政に関して知る権利を有する。

2 市民は、行政サービスの提供を等しく受ける権利を有する。

(市民の義務)

1 市民は、行政サービスに伴う、納税及び使用料等を負担する義務を果たすものとする。

2 市民は、主体的にまちづくりに参画し、豊かな地域社会の形成に努めるものとする。

##### 15 参加の権利・責務から

1 市民は、まちづくりの主体であり、市政に関わる企画立案、条例等の制定・改廃、実施、評価など、あらゆる過程に参加する権利を有する。

2 市民は、豊かな地域社会の形成を目的に、自らの判断と責任の下で、市政への参画に努めるものとする。

5 (市民の権利と責務)

1 市民は、まちづくりの主体として、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

2 市民は、行政サービスに伴う、納税及び使用料等を負担する義務を果たさなければならない。

3 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するとともに、住民相互の連携に努めるものとする。

・市民の権利として「知る権利」と「参加する権利」を規定した。

・納税の義務を明らかにした。

・積極的なまちづくりへの参画と住民相互の連携を市民の努力義務とした。

## 6 事業者の権利・義務

・市政に参画する権利と知る権利

・地域社会の一員としてまちづくりに寄与する努力義務

事業者は、第 条（もしくは「前条」）に規定する市民の権利及び義務を果たすとともに、市民の住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

6（事業者の責務）

事業者は、前条に規定する市民の責務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

・事業者の権利は、市民の項目で規定があるため、ここでは事業者の責務を規定した

## 第4章 議会

### 30 議会

- ・市民が主権であり、議員は代表者であること
- ・市民の意見聴取の努力義務
- ・情報公開・情報提供の努力義務
- ・市民への説明責任義務
- ・公正・誠実な職務遂行義務

(市議会・市議会議員の役割と責務)

- 1 市議会は、常に市民が主権者であることを認識し将来に向けたまちづくりの実現のために、与えられた権能(権限)の行使に努めなければならない。
- 2 市議会は、この条例の基本理念を実現するために広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。
- 3 市議会は、別に条例で定めるところにより議会が保有する情報を公開すると共に、会議の公開及び情報提供の充実により、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 議会は、開かれた議会運営のため、市民にわかりやすく説明し、対話できる場や機会を設けるように努めるものとする。
- 5 市議会議員は、表決その他議会活動に関し、市民への説明責任を果たすと共に、市民の信託に応え公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

7 (議会の責務)

- 1 議会は、意思決定機関として、市民の意思が市政の運営に反映されるよう活動しなければならない。
- 2 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明する機会を設けるように努めるものとする。

- ・懇話会案4について、事務局は3月8日の懇話会で議員の責務ではないかという提案をしたが、市民が参加できる開かれた議会であって欲しいという市民の希望であるため、残してほしいという要望を受けたため、2として整理した。
- ・懇話会案2は、「情報公開」の項目で「市」として触れているため削除した。
- ・懇話会案5は議員の責務であり、今後、議会基本条例等で検討、定義すべき事項として削除した。
- ・議会基本条例を制定するのであれば、議員の責務等はそこで規定されるべきものとする。

## 第5章 行政

### 23 市長の責務

- ・公平・公正・誠実に全力で職務に当たること
- ・この条例の理念のもとに自主・自立の協働のまちづくりの推進
- ・職員の適切な指揮監督と能力・知識向上の努力義務
- ・最小の経費で最大の行政サービスを提供する努力義務
- ・新たな行政課題に対応するための柔軟な組織運営

- 1 市長は、常に市民が主権者であることを認識し、公平、公正かつ誠実に職務にあたり、全力を挙げて自治を育む責務を有する。
- 2 市長は、市政の代表者として市民の信託に応えるとともに、市の理想の将来像を実現するため、長期的な視点でまちづくりに取り組まなければならない。
- 3 市長は、この条例の理念に基づき、市民との協働により自主・自立のまちづくりの推進に努めなければならない。
- 4 市長は、職員を適切に指揮監督し、常に職員の能力や知識の向上に取り組むよう努めなければならない。

### 22 市の執行機関の基本事項

- 1 市は、市政の執行にあたっては、常に公平、公正かつ誠実に行い、誰もが住みやすいと思えるまちづくりを目指さなければならない。
- 2 市は、市民ニーズを積極的に把握し、行政サービスへの満足度を高めるとともに、常に最小の経費で十分なサービスが提供できる市政運営に努めなければならない。

### 8（執行機関の責務）

執行機関は、第4条の基本原則にのっとり、この条例の目的の達成のために必要な施策を講じなければならない。

- ・第1条の目的で、「市民の権利と責務並びに市議会、執行機関の責務を明らかにする」と定義したため、ここでは執行機関の責務を定義した。

### 9（市長の責務）

- 1 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、公平、公正かつ誠実に職務に市政を執行しなければならない。
- 2 市長は、市民ニーズを的確に把握し、行政サービスへの満足度を高めるとともに、常に最小の経費で十分なサービスが提供できる市政運営に努めなければならない。
- 3 市長は、職員を適切に指揮監督し、常に職員の能力や知識の向上に取り組むよう努めなければならない。

- ・「市の理想の将来像を実現するため、長期的な視点でまちづくりに取り組まなければならない。」については、総合計画を策定し、まちづくりに取り組んでいることから除外した。

## 24 職員の責務・育成

・自己研鑽の努力義務と市民と連携したまちづくりに取り組む義務

・公正かつ能率的な職務執行と職員相互の連携・協力義務

1 職員は、市民の負託によることを自覚し、常に研鑽に努めるとともに、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

2 職員は、職務の執行に際しては、職員の相互の連携を深め、協力し、柔軟に対応するとともに、公正かつ能率的に行わなければならない。

・懇話会での議論は、最終的な条例案では削除されたとしても、職員にはしっかりと責務を自覚して取り組んで欲しいという思いを込め、職員の責務についてこの項であえて規定することとした。

### 10（職員の責務）

1 職員は、市民の負託に応えるため、常に研鑽に努めるとともに、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

2 職員は、職務の執行にあたっては、職員の相互の連携を深め、協力し、柔軟に対応するとともに、公正かつ能率的に行わなければならない。

・表現を一部修正した。

## 第6章 市民のための行政運営

### 26 総合計画に基づく行政運営

市は、総合計画に基づいた計画的なまちづくりを実施するものとする。

1 1 (総合計画等)

1 市は、この条例の基本理念に沿って、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

- ・基本構想は地方自治法で策定を義務付けられているところだが、総合計画は、自治の運営(まちづくり)を総合的・計画的に行うための基本計画であることから、規定しておくこととした。

### 1 3 行政評価

・市民が参画する外部評価の実施とその結果を反映させる努力義務

・評価の公表と意見聴取義務

・行政評価に関する規定の委任

- 1 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民が参画する外部評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進行管理に反映させるよう努めなければならない。
- 2 市は、評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、市民が意見を述べる機会を設けなければならない
- 3 前項に規定する行政評価に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

### 1 2 (行政評価)

- 1 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進行管理に反映させるよう努めなければならない。
- 2 市は、前項に規定する行政評価を行うにあたり、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。
- 3 市は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、市民が意見を述べる機会を設けなければならない。

- ・どのような制度を整備するかを考えたうえで「別に定める」と規定するのが望ましい。
- ・現在、本市が実施している行政評価は、実施要領に基づいて実施している「事務事業評価」と試行中の「施策評価」であり、市民参画は行っていないため、「常に最善の方法で行うよう改善に努める」とし、今後制度の充実を図る中で位置付けを検討することとしたい。

## 27 行政手続

・行政手続条例への委任

・公正の確保・透明性の向上・市民の権利と利益の保護の努力義務

執行機関は、行政運営における行政処分に関する手続について、別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上及び、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

### 13（行政手続）

執行機関は、行政運営における行政処分その他の手続について、別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上及び、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

## 29 財政運営の基本事項

- ・健全な財政運営の努力義務
- ・財産の適正管理と効率的・効果的な運営の努力義務
- ・財政の計画・執行状況、財産管理状況のわかりやすい公表努力義務

(財政運営の原則)

1 市長は、市民参画を得て、常に財源確保の方策を工夫するなかで中長期的な財政計画を定め、財源の用途については効果・効率的な活用を図るなかで市民生活の保護につながるセーフティネット機能を担保しつつ、健全な財政運営に努めなければならない。

(財産管理の原則)

1 市長(市)は、財産の管理運営計画を定め財産の適正管理及び、効率的かつ効果的な運営に努めなければならない。

(財政状況等の公表)

1 市長は、市民参画による財政運営を推進するために財政の計画・執行状況及び財産の保有状況等を分りやすく公表することに努めなければならない。

(市税等の賦課徴収)

1 市長は、法及び、条例等の定めるところにより積極的に市税や使用料及び、その他徴収金の賦課徴収に努めなければならない。

14 (健全な財政運営)

市長は、中長期的な財政見通しのもとに、財源の効果的かつ効率的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。

15 (財産管理の原則)

市長は、市が保有する財産の適正管理及び効率的な運用に努めなければならない。

16 (財政状況等の公表)

市長は、財政の計画・執行状況及び財産の保有状況等を分りやすく公表するよう努めなければならない。

- ・市民参画による財政運営を行うことは実質的に無理なため、財政状況を市民に分りやすく公表することを努力義務とし、全体の文言を整理した。

- ・市税等の賦課徴収については、規定する理由が不明確なため削除した。

## B-2 危機管理体制の確立

1 市は、安全・安心なまちづくりをめざすとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。

17（危機管理）

市長は、安全・安心なまちづくりをめざすとともに、緊急時に、総合的かつ機能的に活動できるよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。

・「市」は議会を含むため、「市長」として整理した。

## 第7章 自治の仕組み

### 第1節 情報公開・情報共有

#### 7 情報の公開と共有

##### ・市民の知る権利の保障

##### ・積極的な情報公開と情報共有の努力義務

##### ・公開会議の原則

市は、市民の知る権利を保障するとともに、参画・協働によるまちづくりを推進するため、市の保有する情報を積極的に公開し、市民と市のそれぞれが保有する情報の共有に努めなければならない。

#### 4 基本原則から

市民、市議会及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開し、共有するものとする。

#### 1 1 説明責任から

2 市は、市民に情報を積極的に公開し、公正で透明性の高い市政運営を行うものとする。

#### 1 9 附属機関等への参画と会議公開の原則から

2 審議会等の会議は、別に条例で定めるところにより、公開するものとする。

#### 1 8 (情報の公開と共有)

- 1 市は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、保有する情報を公開しなければならない。
- 2 市は、参画、協働によるまちづくりを推進するために、市民と市のそれぞれが保有する情報の共有に努めなければならない。

#### ・情報公開条例との整合を図った

- ・この項目では、第5条「市民の権利と責務」で規定した「市民の知る権利」を情報公開条例において保障し、参画、協働によるまちづくりのために必要なまちづくりの情報を市民、議会、執行機関が共有することをそれぞれが努力する規定とした。

・  
・

## 9 個人情報の保護

### ・個人の権利利益の保護の努力義務

### ・個人情報保護条例への委任

市は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正又は目的外利用の中止等を請求する権利を明らかにするとともに、市民の基本的人権が最大限保障されるよう努めなければならない。

### 20（個人情報の保護）

市は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障するとともに、個人の権利や利益を守るため、個人情報の保護に努めなければならない。

- ・個人情報保護条例との整合を図り、文言を修正した。

## 1 1 説明責任

### ・市民に対する市政に関する事項を説明する責務

- 1 市は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 3 市は、政策の立案・実施にあたり、年度予算策定時を目処にその課題とビジョンを明らかにし、市民に周知・理解させるため「市民委員会」を開催できるものとする。
- 4 前項の「市民委員会」の実施要項は、別に定めるものとする。

### 2 1 (説明・応答責任)

- 1 市は、政策の立案・実施にあたり、その内容や必要性等を市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 2 市は、まちづくりに関する制度、施策および情報について市民から説明の要請を受けた時には、分かりやすく、誠実に応答するように努めなければならない。

- ・この項目は、市が市民に市政について詳しく説明する責任を有することと、市政に関する市民からの問い合わせに対し、誠実に応答する責任を有することを規定した。
- ・「市民委員会」については、懇話会の議論の中で、条例の進行管理を行う委員会を設置することとし、「2 1 北本市自治基本条例推進委員会」として規定したため、この項から削除した。

## 第 2 節 協働・参画

### 1 4 参加・協働の推進

- ・執行機関の市民参加の推進の義務
- ・市民参加の環境整備と庁内体制の整備の努力義務
- ・市民参加の自主性の尊重
- ・他条例への委任
- ・執行機関の計画策定時における市民参画推進義務

#### ・審議会委員選任時の一部公募と男女均衡配慮の努力義務

- 1 市は、市政に関わる企画立案、実施、評価及び条例の制定・改廃などの各過程で市民の参加を推進しなければならない。
- 2 市は、まちづくりに関して、「市民と行政との協働による豊かなまち きたもと」を推進するうえで、異なる主体が対等な立場で共通の目的意識を持って取り組むことができるよう情報の提供に努め、相互理解とよりよい信頼関係を築くことができるよう市民参加への環境整備や庁内体制の整備に努めなければならない。
- 3 市は、協働を推進するにあたり、市民の自発的活動を支援するよう努めるものとする。この場合、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。
- 4 市民参加の具体的な進め方については、別に条例で定めるものとする。

### 1 5 参加の権利・責務から

- 4 市は、市民のまちづくり活動への参加を積極的に受け入れるとともに、市民の自主性及び自立性を尊重し、参加又は不参加を理由に差別的な扱いをしてはならない。

### 1 6 総合計画等の策定における参画・協働から

#### (計画策定の手続)

- 1 市は、総合計画等重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。
  - (1) 計画の目的
  - (2) 計画策定の日程
  - (3) 予定する市民参画の手法
  - (4) その他必要とされる事項

#### 2 2 (参加・協働の推進)

- 1 市は、政策の企画立案、実施及び評価の各過程において市民の参加を推進しなければならない。
- 2 市は、協働を推進するにあたり、市民の公益的活動を支援するよう努めるものとする。
- 3 市民参加の具体的な進め方及び協働の推進に関する事項については、別に条例で定める。

#### 2 3 (審議会等)

- 1 執行機関は、審議会等の委員を委嘱しようとするときは、その委員の一部を公募により選考するよう努めなければならない。

- ・参加・協働の推進については、別条例をもって詳細を規定する必要があるというのが懇話会の考え方であるため、基本的事項を残し、詳細は別条例に委任する形とした。
- ・懇話会案 2 については、4 の基本原則とこの項の第 1 項に含まれるものとして削除した。
- ・審議会等委員に関しては、「全部の委員を公募で行う」ことは難しいため、「委員の一部を公募するよう努める」という表現にした。なお、審議会等委員の選任規定は別に要綱として整備されている。

17 意見の提出及び募集から

1 市は、まちづくりに関する基本方針、総合的な計画、その他重要な政策の決定に際して、立案から実施、評価について、多様な市民の参画を推進しなければならない。

19 附属機関等への参画と会議公開の原則から

(審議会等)

1 市の審議会の委員の選任にあたっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。

・**「協働推進条例」及び「市民参加推進条例」制定の必要性**

## 第2節 コミュニティ

### 2.1 コミュニティ及び自治会活動の意義と推進

・市民の自治会及びコミュニティへの参加の努力義務

・執行機関の自治会及びコミュニティ活動の推進義務

2 市は、活力のある地域社会の実現に寄与する自治会及びコミュニティ活動の推進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

### 2.4 (自治会及び地域コミュニティ活動)

市は、活力のある地域社会の実現に寄与する自治会及び地域コミュニティ活動の推進を図るため、必要な施策を講じなければならない。

・条文にあわせた見出しとし、「コミュニティ」を「地域コミュニティ」に変更した。

1 2 意見・要望・苦情への対応

・市民の意見提出方法に関する規定の委任・応答責任

- 1 市は、市民による市政への要望等があったときは、その内容を速やかに精査し、適切な対応に努めなければならない。
- 2 市は、市民の権利の保護を図り、市民が受ける不利益救済及び市民の多様な意見・情報・知識の幅広い収集に努めるものとする。
- 3 市は、必要がある場合等には、市民からの意見提出の方法について別途定めることが出来る。
- 4 市は、市民ひとりひとりが、北本市民であることの自覚と誇りを醸成する環境づくりに努め、積極的な提言・意見を市政に反映するよう努めるものとする。

1 5 参加の権利・責務から

- 3 市民の市政への参加は、市民からの新たな行政課題の提案並びに市民が知りえた情報に基づく市への通報等を含むものとし、市は上記の提案若しくは通報については誠意をもって対応し、その結果を市民に開示するものとする。

2 5 (意見・要望・苦情への対応)

市は、市民による市政への要望等があったときは、その内容について必要な調査を行い、適切な対応に努めなければならない。

- ・
- ・市民案 2 及び 4 は、それぞれ「5 市民の権利と責務」、「8 執行機関の責務」、「9 市長の責務」、「2 2 参加、協働の推進等の項目」で規定している内容であるため、文章の整理を行い、この項目では、市民の意見・要望・苦情に対する市の対応について規定した。

17 意見の提出及び募集

・計画策定時の意見募集制度(パブリックコメント)

と意見への回答義務、公表義務

(市民意見提出制度)

市は、別に条例(現在は要綱)で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が市政に参画し、意見を述べる機会を保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

16 総合計画等の策定における参画・協働から

2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

26 (市民意見提出制度)

市は、別に条例で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が市政に参画し、意見を述べる機会を保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

・現在の「パブリックコメント制度実施要綱」を条例として整理する必要がある。

## 第7章 住民投票

### 18 住民投票

- 1 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、議会の議決を経て住民投票を実施することができる。
  - 2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。
  - 3 市民は、議会の議員及び長の選挙に参加する権利をもつ者の、○分の○以上の連署をもって、その代表者から、市長に対し住民投票の請求ができる。
  - 4 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。
- ・懇話会の中の議論では、住民投票を行う事例については、合併の際に実施することくらいしか想定されないという声が多かった。

### 18 (住民投票)

- 1 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、議会の議決を経て住民投票を実施することができる。
  - 2 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。
- ・住民投票実施の際の手続きについては、別に条例で定めるものとしているため、その詳細についてはここでは記載しないこととした(今年の懇話会で確認済)。

## 第8章 他団体との連携

### 3.1 自治体・国との連携

(国及び他の公共団体との連携と協力)

1 市は、広域行政の推進と共通する課題解決のために、国や県及び他の地方公共団体と連携、協力しかつ先進事例等から学ぶことに努めなければなりません。

(国際社会との交流と連携)

1 市長は、個性のある、また、開かれたまちづくりを目指し、市民や事業者等の参画を得るなかで広く国際社会との交流・連携に努めなければなりません。

・懇話会では、北本市らしさや北本市独自の特色のある条文を考  
える中で「先進事例を学ぶ」という文言を規定した。

1.9 (国及び他の地方公共団体等との連携)

市は、広域行政の推進と共通する課題解決のために、国、県及び他の地方公共団体との連携、協力に努めなければならない。

・「先進事例を学ぶ」という表現は、例規にふさわしい表現ではないことから削除した。

2.0 (国際社会との交流と連携)

市は、自治の確立と発展が国際的に重要であることを認識し、広く国際社会との交流・連携に努めなければならない。

・議会や執行機関の交流・連携も想定されることから「市長」を「市」に変更し、併せて文言の整理をした。

## 第9章 実効性の確保

### 20 市民委員会の設置

- 1 市に、北本市自治委員会(仮称)(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。
- 3 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 32 この条例の検討・見直し

- 1 市は、この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、5年を超えない期間ごとに検証及び見直しを行うものとする。

### 21 (北本市自治基本条例推進委員会)

- 1 市に、北本市自治基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。

- ・委員会の名称を「自治基本条例推進委員会」とした。
- ・委員会については、別に条例で定める必要がある。

### 22 (条例の検討及び見直し)

市は、この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証及び見直しを行うものとする。

- ・条例の進行管理は「自治基本条例推進委員会」が行うこととしたため、見直し時期は定めずに「必要に応じて検証・見直しを行う」こととした。

## 0 その他

北本市の特徴である「みどり」を含んだ環境の規定の追加を検討

## 0 その他

### 00（環境との調和と共生）

市及び市民は、環境が損なわれることのないように日常生活における環境負荷の低減に努めるとともに、環境と調和し、及び共生するまちづくりを推進するものとする。

- ・北本市の特徴である「みどり」について環境問題と併せて前文に記載し、市民のための行政の項目に「環境との調和と共生」の項目を位置付け、北本市環境基本条例と整合を持たせることを提案する。
- ・雑木林の保護や緑地の保護等の細かい規定については、環境基本条例の下に別途規則等を設け、制度として整備していくものと考える。